

反障害通信

07.5.22

15号

「障害の社会モデル」と障害関係論

これまで、わたしは反障害研究会の論考の中心として「障害の医療モデル・生物学モデル」から「障害の社会モデル」へのパラダイム転換を謳っていました。「障害の社会モデル」を宣揚していたわけです。

ただ、「障害の社会モデル」は社会ということを実体化している」との批判はしていました。また、イギリス障害学の「障害の社会モデル」は、インペアメント自体を括弧にくくっているという批判が起きていることも承知していて、インペアメント自体の実体化批判をどうなしきるかということを考えていました。それは、具体的には「できない」ということ自体がなぜ浮かび上がるのかという論考としてそれなりにやってきたわけです。「ふたつの「できない」ことの出会の中で、障害が生まれる」という論稿も出していました。その論稿と「社会モデル」との違和も感じていました。

今それらのことを、「障害の社会モデル」の生みなおしの作業として位置づけ直しています。

この間、イギリス障害学のマイケル・オリバーの本の翻訳本（『障害の政治』（明石書店））、星加良司さんの本（『障害とは何か—ディスアビリティの社会理論に向けて』（生活書院））、田中耕一郎さんの本（『障害者運動と価値形成—日英の比較から』（現代書館））と出会い読み込む中で、改めてイギリス障害学の突き出した「障害の社会モデル」の内容をつかむ中で、イギリス障害学が突き出した、「障害の社会モデル」自体の限界ということがわたしの中で改めて浮き彫りになってきました。

「社会モデル」自体は、むしろ、そのあたりのことをいまだ押さえ切れていないし、社会の実体化ということに陥っているという意味において、「社会モデル」の限界は押さえておかねばなりません。

尤も、イギリス障害学の「社会モデル」を、「社会モデルはアンチに過ぎないとか、過渡的なものである」と批判しているひとたちが、どこまでそのあたりのことをきちんととらえ返して批判しているのかも、わたしは疑念を抱いています。

反差別論の中ではフェミニズムが最も先進的な役割を担い、ポスト構造主義といわれる流れの中で、丁度、障害に関して **impairment disability handicap** という図式に比する **sex gender sexuality** という図式の中で、**sex** ということ自体の脱構築を図ろうとしているフェミニズムの理論的作業に比して、**impairment** 自体の脱構築をとりあげようとしている論考はいまだ出現していません。

そのような作業をわたしはなそうとしているのですが、わたし自身は脱構築概念を用いるポスト構造主義よりは、マルクス—廣松渉の流れの物象化論からの批判としてそのあた

りのことに着手しているのですが、・・・。

すなわち、わたしはマルクス—廣松の流れの中の物象化論で突き出している、実体主義批判の中で出てきている「関係の一次性」ということをとらえ返して突き出して行きたいと思っています。「関係論」は既に日本において一部のひとが出しています。ですが、埋もれてしまっている感のある、「障害関係論」を改めて打ち出していくときではないかと思うのです。そのような思いはわたしの中に既にあっただのですが、「社会モデル」と「関係論」の関係がいまひとつ明らかにならず、「関係論」と「社会モデル」を重ね合わせてしまっていたのですが、現実的に今ある「社会モデル」はインペアメントを括弧でくくってしまっている現実があるわけで、それをどう超えていくのかということがありますが、その超えるということよりも新しい概念を、きちんと「社会モデル」との対話をなしつつ出していた方が建設的ではないかと思ひ始めています。

さて、具体的な提起をしておきます。わたしがこれまでに出示してきている概念に大きな変更は生じません。ただ、「社会モデル」に乗った、‘被障害者’というわたしが造語した言葉自体がイギリス障害学的な意味での限界を抱えていることとして使用するのをやめ、‘障害者’という言葉に代えて生きていきたいと思っています。いまだわたしの中でも消化仕切れない面があり、流動的ですが、とりあえずの修正的提起としてうけとめてください。

(み)

たわしの読書メモ (12)

・田中耕一郎『障害者運動と価値形成—日英の比較から』(現代書館)

「障害者運動」の歴史を日本とイギリスを比較しつつ、<奇妙な一致>についてかなり綿密に資料をあたり詳しく書いています。勿論違いもあるわけです。たとえばイギリスの「障害者福祉」がパターナリズムが強いとか、日本における新しい「障害者運動」が優生思想に対する対峙を強力に打ち出したのに、イギリスはかなり遅れて優生思想への対峙に入ってしまったとか、イギリスでは哲学的な思想と相俟って運動が起きたのに対し、日本では(わたし流に言えば)「情念的なところの突き出し」にとらわれたとか、でも、アメリカ的な公民権運動的なところではない<一致>があったという指摘はあたっています。またアメリカの自由主義的な自己決定の論理には全面支配されないところでの、それでも資本主義的な論理が貫徹されているという意味で、別に<奇妙>でもない、当然の<一致>です。

ここでいう「障害者運動」の歴史は一般的な「障害者運動」の歴史ではなく、「価値」転換した「新しい障害者運動」にスポットをあてた歴史で、しかもその「価値」転換の内容にもかなり詳しく述べています。障害者の抱えている問題の分析から運動のとらえ返しに踏み込んでいるという意味でも極めて貴重な論考です。

これから、この本はいろんなところで資料として引用されていく貴重な資料になると思います。とりわけ、運動を担うひとはこれまでの運動を総括しこれからの方針を導き出していくための学習をしていく資料として大切なものになるのではと思います。

そもそもどのような立場から「障害者運動」を見ていくかによって、見え方がまったく違

ってくるものです。きっと旧態依然の運動からみるとまったく違ったものであったと思いますが、筆者は新しい流れの「障害者運動」の観点からとらえていて、その点ではわたしはかなり共鳴することがありました。

ですが、それでもいくつもの疑問点を感じざるを得ませんでした。

まず一つ目、「障害者運動」の区分ですが、70年に前後して新しい流れの運動が起きるのですが、それを一期の前半―後半というような分け方をしています。それは、80年代以前の第一期の<抵抗>や<告発>から第二期の80年代以降の<創出>や<実現>というキーワードで区分しているのですが、わたしはこれは制度化要求として端的に表れているのではと押さえています。そして、第一期を黎明期というようなとらえ方をすることになっていると思うのですが、むしろ「価値」形成という表題を用いるのならば、「障害の否定性」の否定―筆者の表現では「<障害>の否定性の否定」に踏み込んだことではっきり時代区分をすべきです。それにどうも、制度化要求ということを過大に評価しているのではという、わたしサイドの思いもあります。これについては後述します。

もうひとつ、二つ目は、「価値」とか「アイデンティティ」という語を、後でその語自体を問題にしているのですが、使用してしまっていることです。筆者は最初からそれが問題になることをはっきり意識し、「運動」のとらえ返しの軸から「精神障害者」と「知的障害者」を外すことを述べて論述に入っていくのですが、そのような思考はわたしには理解できません。確かに、きちんとどこまでトータルに「障害者運動」を押さええるかということには限界がありますが、「障害者運動」はユニバーサルな運動なわけで（筆者自身もさらに、単に「障害者運動」内部だけでなく、もっと社会総体に普遍性をもった運動という言葉でそのことは押さえています）、そこでなぜそのような思考に陥ったのかわたしには理解できません。

そもそも「障害者運動」はひとを価値付けるということを批判していたところで、価値という言葉を手軽に使えないはずですが、アイデンティティということについても然り、わたしも以前に使っていたのですが、その後の「精神障害者」に対する抑圧性を意識して以降わたしは使えなくなりました。

さて、疑問に思ったこと三つ目、筆者は運動のキーワードとして<異化>と<統合>という言葉を手軽に使っています。この言葉の使い方がハッキリしないのです。イギリスの文献の分析もしていて、もともと英語として使われていた言葉を持ってきているので、日本語とのニュアンスがずれていることも考えられます。ですが、そのあたりはきちんと整理していくべきことです。というのは、筆者は日英の比較の中で、イギリスの「障害者運動」―障害学には哲学の組み入れや他の差別の問題からのとらえかえしがあるというような指摘をしているからです。ならば、「異化」という概念はゲシュタルト心理学から哲学に用いられる、「異化」という概念がもともとあるはずですが、そのあたりが、逆に自らを差異化して突き出すみたいところで、「異化」という言葉を多用しているのには意味が分からなくなります。そもそも差別のキーワードとして、そして認識論的な出発する概念として「異化」という言葉を使ってきたわたしサイドから言えば、こんなごちゃごちゃの使い方には違和を感じざるを得ません。「異化」という言葉を時には脱構築という意味でさえ使っているのですから。

統合についても然り、同化ということでは一応区別しているのですが、同化も統合のひとつの形であるということ、行政サイドからでてくる統合ということと、こちらから分離に反対するメインストリーム、参加ということもすべて統合という言葉で表しています。受ける攻撃－差別の問題と反撃、反差別の運動の言葉を同じ語で表していくと混乱が起きてくるのではないかと思います。語の定義をはっきりしつつ、別の語を当てていく必要があるのではと感じていました。

さて、四つ目、一つ目で後述すると書いたことですが、筆者が第一期と二期を分けたところで、制度化要求の本格化というところで分けたことを書きました。そのあたりは、消費者主義と市民権の獲得としての法制度化－とりわけ、差別禁止法の制定要求－を運動の内実として筆者が分けていることにも通じることです。わたしはそのあたりのことがよく分かりません。消費者主義も市民権の獲得もむしろコインの裏表ではないかと思うのです。むしろ、それは障害者の社会参加路線か社会変革路線化ということで分けられることではないかと思うのです。もちろん、二者択一的なところで、社会参加と社会変革があるわけではないのですが、どちらにウェイトをおいていくかで運動が分岐していきます。このあたりのことは、全障連が突き出した、「今の福祉社会の延長線上に障害者の解放はない」という言葉を筆者が引用しているのですが、そのあたりのことを結局筆者はきちんと押さえているとは思えません。たとえばパターナリズムを単なる意識の問題として、遅れている意識と押さえているようなのですが、それはこの資本主義社会の競争原理に根ざした意識で、そこから抜け出すには競争原理から抜け出すしかないのではないのでしょうか？ そもそも「障害」の異化がどこからでてくるのか、「異化」という言葉の認識論的なとらえ返しから、きちんと押さえないと必要があるのではとわたしは考えていました。そのあたりのことは差別禁止法の批判を筆者は一応しつつも、今の社会の枠組みの中で「障害者」差別がなくなるのか否かの論考が筆者には落ちていたのではとも感じていました。

いろいろな批判を書きましたが、過渡的な論理としての介助者手足論や施設の位置づけを巡る論争への論考、フーコーの権力論を援用しての日常的なルーティン化されたところでの差別へのとりこまれが生まれるという論考、支配的価値に抵抗する四つのキーワード（＜当事者性＞＜権利性＞＜統合性＞＜包括性＞）への論考、「障害者文化」への論考、「障害者文化」のユニバーサルな性格や可能性への論考（注）、文化主義に陥っていくことへの批判など注目すべきことが多々ありました。その中でも、差異 *difference* と多様性 *diversity* の区別は、わたしの中でこの本から得た最も大きな収穫でした。

色んな論考が極めて面白く読めました。ただ、この本は修士論文を基調にしているようなのですが、筆者は指導者教官からの指導によって、運動的に踏み込んでいくのを禁欲したようなのですが、むしろ運動についてのコメントはどのような立場から述べていくのかではっきり分かれていくこと、むしろ自分がどういうところにアンガージュしていくのかははっきりさせたところでしか運動は語れないのではと思います。筆者自身の学者的立場がこの著のあいまいさを増幅させたのではと残念でなりません。わたしはそんな指導をふりかけて、もう少し踏み込んで論形成をして欲しかったという思いを抱いています。

勿論、色んな批判は書きつつも、最初に述べたようにこの書は歴史に残る書になるだろうとの思いは抱き続けています。

注

ただ、日本における「障害者文化」の双壁としてあるろう文化へのコメントでは、今も続く、ろう者規定の混乱を引きずっているとしか思えません。ろう者がむしろ生物学的決定論から自らを「聞こえないもの」（これはろう文化を突き出しているろう者の間では、小文字の deaf として表されています）として突き出しているというようなことを筆者は書いているのですが、ろう文化を突き出していた人たちの中で生物学的な deaf と区別して、「ろう者とは手話を第一言語にする者」-Deaf という規定をし、生物学的決定論を排するとしていました。それが後に、生物学的決定論批判を取り下げるといった内容の文もでてきています。そのあたりのことをきちんととらえ返した対話の中で、整理をしていく必要があるのではないかと思います。

・横田弘『障害者殺しの思想』（JCA出版）

「反障害運動の基本文献」シリーズで書評

・横田弘対談集『否定されるいのちからの問い—脳性マヒ者として生きて—』（現代書館）

基本文献シリーズで横田さんの『障害者殺しの思想』を読んでいて、現在の横田さんがどのように自らを展開されているのか知りたくて買い求め、読書計画の中に挟みました。

5人のひととの対談。「障害学」の立岩真也さん、「地域福祉」から障害問題を考えている原田正樹さん、フェミニズムの運動家で「障害者」でもある米津知子さん、養護学校義務化の中で阻止闘争の焦点的な闘いとしてあった金井闘争の金井康治さんのお母さんの長谷川律子さん、「障害者」の立場から身体表現を担っている金満里さん。

立岩さんは青い芝の運動を『生の技法』で取り上げて高く評価しているひと、改めて青い芝の運動のもった意味ということの確認になります。原田さんとの対話はそもそも福祉とは何か、福祉の延長上に障害者の解放はあるのかという問題が浮き彫りになってきます。米津さんとは優生保護法改定の共闘の模索の中でのフェミニズムと「障害者運動」の対立の歴史とその中身の検討になっています。長谷川さんとは、親の子どもに対する干渉、「障害者」自身の主体性と、闘争と生との「軋轢」の中での苦闘というような話、金さんとは「障害者」の身体表現活動について、詩人の横田さんとの共鳴しあい、刺激しあう、横田さん自身が最も共鳴しあう議論になっています。文化ということに弱いわたしもかなり感激しながら読んでいました。対談の後に、横田さんの自分史や横田さん—青い芝の担ってきた闘争の概略、資料などが載せてあり、青い芝の運動の輪郭がつかめます。

この対談集を読みながら、青い芝の最もラジカルな突き出しをし、怒り、健全者文明と衝突していくCP者の象徴のように感じていた横田さんが、あったかさや、運動の中での対立を止揚していこうという志向性を持っていた、絶望からすべてが始まるというような青い芝の活動を担い、その象徴のように思っていたのですが、絶望だけでない、ひとへの思いというようなことも感じていました。ちょっととらえかたがわたしの中で変わりました。

わたしサイドからすると、もう少し理論的な整理や深化を、とってしまうのですが、

青い芝のやっていたのは、ことばや理論ということを超えた、開き直りから、生の叫びとして出発しているのだとも思ったりしています。

・木村晴美『日本手話とろう文化 ろう者はストレンジャー』（生活書院）

木村晴美さんのメルマガを本にしたもの。木村さんがテーマにしているのは手話は音声言語と対等な言語であるということと、聴者の文化とろう文化の違いということのようです。

で、視覚言語を第一言語にするひとたちと、音に頼る聴者の文化が違ってくるという話、わたし自身も少しは体験していることですが、改めて納得したこと、新しく知ったこと、とてもいろんなことを知りえました。

で、わたしがずっと感じているのは、木村さんも書いているのですが、手話やろう文化について聴者が語っていくことに反発が起きてきます。ですから、ここでまた何か書くということ自体にためらいがあり、パソコンに向かってどうしようかと暗い気持ちになっていくのですが、やはり何かおかしいという思いを書きおかざるをえません。

ひとつは、ろう文化と聴者の文化の違いということで、先に述べた視覚言語を第一言語にするひとたちとそうでない人たちの間の文化の違いという面では納得できるにせよ、そのことを拡張しすぎるのではないかと思うのです。というのは、音声言語の曖昧さ—手話のストレートさという指摘ですが、それは音声日本語を第一言語にする人のあいまいさの文化と、他の特に欧米圏の文化は明らかに違いがあります。わたしはむしろ、日本のろう文化ということに接して、欧米の（聴者も含んだ）自己主張の強い文化に近いものがあるのではという思いを抱いてきました。そのあたりのことは、木村さんも国ごとの文化というようなことを書いているので、そのあたりはとらえられるはずなのですが、なぜか特殊日本聴者文化とろう文化を対比するようなことをしてしまっています。

もうひとつ書いておかねばならないのは、日本聴者文化と言っても、地域でかなりへだたりがあります。木村さんも近畿のろう者文化の個別性を書いていますが、聴者でも九州の文化と京都の文化がまさに対極としてあり、そこで文化摩擦のようなことが起きます。何のことも分からなくなるので、脱線して冗漫になります。わたしの体験してきた話を書き置きます。

わたしは九州の生まれ、両親が京都の生まれで、祖父母や親戚はほとんど、京都にいました。わたしは小さいときから、正月は京都の祖父母のところでも過ごしていました。泊まりで出かけるとしたら祖父母の家だったので、そこで京都流のご飯を勧められたときの礼儀を学びました。叔母さんがみんなのお茶碗をチェックしていて、もうお茶碗がカラになるかなというころ、「お代わりは？」という言葉が来ます。でも、ご飯を勧められても、何度か断らねばならないのです。で、何回か断って、やっと「少しだけ」といってお茶碗を出すと、山盛りのご飯が盛られてきます。ほんとにもうそんなに食べられないと思っていても、だめなのです。断り方があり大人は巧くやっているようなのですが、子どものわたしはそんなに巧くやれませんでした。で、妹が友達を連れて祖父母の家にとまりがけで行ったときの話ですが、その友達にご飯のお代わりを勧められて、九州の文化で素直にお茶碗を出したら、妹たちが九州に帰ってから、祖母から母に電話が入り、「友達は選ばなくて

は、あんなあつかましい人お友達にしたら駄目」という話があったそうです。

逆の体験もあります。自分の住んでいた九州で、わたしが友達の家「お泊り」に行ったときのこと、ご飯のお代わりを勧められて、京都流の「いいです」をいったら、一度勧めただけで、「あら、小食なのね」で、おしまい。夜中にお菓子で空腹をしのぎました。そんな体験があるものだから、木村さんの単純なろう文化と聴者の文化の対比には疑問を持ってしまいます。聴者の文化と言っても一元的でないだろうし、ろう者の文化も然り、相対的にはという話としては確かに木村さんの指摘は当たっていると思いますが、余りにも違いを一般化しすぎではないかと思えるのです。

もうひとつ、疑問に思ったのは、コーダーが文化の違いを知っていて、そこで「適切な」通訳をするという話。何が「適切」なのかという話、確かに文化摩擦を生じさせないようにするという意味では、「適切」なのでしょうが、そもそもはろう者自身がどういう通訳を求めるのかという当事者主体の問題があります。「郷に入りては郷に従え」式でろう者が動いているときは問題にはならないでしょうが、ろう者が文化の違いを意識しつつ、自らの文化を押し出すというときに、通訳が摩擦を生じないような通訳をするというのは、「障害者運動」の中で批判される代行主義そのものです。勿論長い付き合いの中で、ろう者と通訳者の阿吽の呼吸のようなことも生まれますが、木村さんの指摘していたのはそんな話ではなかったようです。そこには同化を強いられ現実的選択をしてきた歴史があるとも思いますが、・・・。

逆に、木村さん自身が聴者にろう文化への同調を求めるような話も出ていることがわたしはどうも引っかかっているのです。文化の違いがあるとき、どちらかが、別のもう一方に合わせるというのではなく、互いの違いを認め合って共生するそんなことは無理なのでしょう。差別のあるところで、相対的に被差別の立場にあるひとたちに相対的に差別する側が合わせるということは必要だと思いますが、・・・。

さて、もうひとつ気になっていたのは、手話の語源を聴者が持ち出すことへの木村さんの批判です。確かに、最初書いたように、当事者主体という意味で、聴者がろう者を押しつける形でいろいろ語っていくことへのろう者の反発としては、当然の思いなのでしょうが、・・・よく分からないのです。木村さんは言語として確立したものを、語源などということは問題にしないと、ろう者で語源など問題にするひとはいない、ということを書いているのですが、ろう者で手話の語源を語る人はいないのでしょうか？ そもそも木村さんが引用している『手話の知恵』という本も、聴者にも手話を広めるという意味でだけ書かれたのでしょうか？ どちらにしても、手話の語源に関心をもっていたろう者が書いたものではないのでしょうか？

よく分からないのは、ろう者は手話の語源を問題にしないという話も、そもそも自分の第一言語で、日常的に使っている言語の語源など一般的に意識にあがってこないという意味では指摘は当たっています。でも、そういう話で言えば、木村さんが書いている日本手話の文法のようなことも、ろう者には意識に上がってこないのではないのでしょうか、語源を問題にするのはおかしいというのなら、手話の文法など問題にするのはおかしいという意識をもつろう者もいるのではとふと思ってしまったのですが、どうなのでしょう？

このあたりのこと、わたしは言語論的なことが問題になっているのだと思います。きち

んと言語論をやっているひとから指摘してもらえればいいのですが、素人談義と批判されるのを承知で議論への導入的なことを書いておきます。

語源など問題にならないという木村さんの指摘でわたしが想起したのは、ソーシャルの言語論、ちゃんと読んではいません。解説書やソーシャル言語論にもコメントした本をかじっただけです。その範囲で危うさを感じつつも展開しますが、ソーシャルは言語を恣意的な示差でなりたっていると書いているよう、その規定と木村さんの語源など意味はないという指摘がわたしの中でリンクしていたのです。わたしはソーシャルを含むポスト構造主義には注目していて、このあたりの議論を対象化しようとしています。が、一方で竹内敏晴さんのように、音声言語の音においても単なる恣意的な示差ではなく、音には意味があるというようなことを書いているひともあります。わたしの中で整理できていないことなのですが、……。そもそも、わたしは漢字という表意文字とつながる言語体系とアルファベットの表音文字とでは示差ということの意味が違ってくるのではとも思ったりしています。で、手話はそもそもはジェスチャーや身振りに端を発する言語で、その意味では漢字的な表意的なところにつながっているのではないかと思うのです。それが言語として確立していく中で、音声言語の干渉を受ける、表音的な干渉を受けているのではとも思ったりしています。ですから、漢字の字源に関心をもつひとがいるように、手話の語彙の面白さを感じているろう者もいるだろうと思うのです。実際、手話の文法のような話をするろう者は極めて少ないのですが、手話の単語の面白さを指摘する日本手話の話者はかなりいるし、こだわっているひといるのではとも思います。有名な話としては「手話を使う」の「使う」で「お金を使う」の「使う」をあてるひとがいるけど、おかしい」という話は多くのろう者が語ってきたことです。それから、「新しい手話づくり」の批判、木村さんはどうも「新しい手話づくり」に抵抗がないようなのですが、ろう者の中には抵抗があるひとがかなりいるようですし、特に指文字の多用には批判が起きています。要するに表意的な言語に表音的なことを織り込んでいくというような批判という意味もあるのではないのでしょうか？

さて、最後にどうしても気になっていることがもうひとつあります。それは、類人猿が手話を使うということをお話することがあるけど、手話をきちんとして言語としてとらえていないということにつながる、というくだりです。確かに類人猿の使っているのが言語としての「手話」であるかどうかの問題はあります。鳥だってオーム返しのようなことを発声します。条件反射の類のことではないかという主張もできるかもしれません。ですが、わたしはむしろそんなことを取りあげていること自体が、「進化論」の陥った人間中心主義的な高等—下等というヒエラルヒーに陥っていくことではないかと思うのです。わたしはむしろ、手話の原基的な性格から、類人猿の手話（もどき）の学習が成立しえるのではとの思いを抱いています。手話を「音声言語対应手話」に収束させて、音声言語に追従する言語だという誤解をしているひとが多いのですが、むしろ表意的な手話の方が言語的には原基的だということで、類人猿の「手話」があり、また、ベビートークで手話のようなものを作ろうとかいう動きもあり、言葉を習得しにくいひとたちに音声言語でなくて手話を教えるというようなことを考えるひとでもでてきているのではないのでしょうか？

わたしは基本的に木村さんの賛同者です。で、理論を深化させて欲しいと願っています。

そして「異化の強調」ようなところに陥っていくことを超えて、ユニバーサルなところに広がっていった欲しいと思うのです。

冒頭に書いたように立場の違いから反発を受けるのは承知で、「障害者」の立場での共振をもとめて、このようなコメントを書いてしまうのです。

書評 反障害運動のための基本文献②

横田弘『障害者殺しの思想』（JCA出版）

三村洋明

横田さんはこのシリーズで最初にとりあげた横塚さんと青い芝と一緒に活動したひと。そして、わたしが「通信」13号の反障害原論の注でとりあげた、かの有名な、青い芝の「行動綱領」の起草者です。横田さんは詩人としても多くの作品を残している、情念のひとというイメージをわたしは抱いています。

この本を読んでいくと当事の青い芝の活動が浮き彫りになってきます。「障害児・者」殺しに対して「厳正なる裁判」を求めていった運動、優生保護法との闘い、福祉の街づくりに対する提言、交通機関に対する施設に対する意見、養護学校義務化に対する反対運動、役所との交渉での提出した文書の記載や交渉でのやり取りの記録や、その交渉の総括など、貴重な資料にもなっています。当事の時代状況が伝わってきます。

さて、この本をわたしが以前読んだのは、もう20年も前ですが、横田さんの青い芝の中でも最もラジカルさということを感じていました。わたしの中でのイメージとしては、横田さんが青い芝の中にあるニヒリズムや共生を否定する分離主義を象徴しているというようなイメージを抱いていました。

しかし、今回改めてこの本を読み直していて、イメージがかなり変わってきました。

個別の課題に関しても、横塚さんが親にこだわっていたのに対して、もちろん親に対しても批判はしつつ、でもむしろ周りのものの身勝手さを糾弾しているというニュアンスが強いのです。ラジカルさというのは、社会参加が現代的により困難な仲間の立場に徹底して依拠し、労働や教育などの問題をとらえようという観点を、はっきり強く打ち出しているところから来ていたのかも知れないと思っておしています。ラジカルさというのは、過激という意味だけでなく、根源的という意味もあるのですが、まさに横田さんは障害問題を根源的にとらえようという姿勢を貫いているのではと思っておしています。

実はこの本を読む前に、丁度田中さんの『障害者運動と価値形成—日英の比較から』という本を読んでいたのですが、その中で、外国の「障害者」が青い芝の行動綱領に意見を求められて、「あれは宗教的活動だ」という断言した言葉が記載されていたのですが、確かにマハ・ラバでの宗教的コミュニティ形成からこの新しい青い芝の活動は起こっているのですが、単に宗教的活動と断言できない、そこには仏教思想が影を落としているとはいえ、アジア的なニヒリズムがそこにはあるともいえるのではないのでしょうか？

もうひとつ、『障害者運動と価値形成—日英の比較から』で「異化」ということばがでてきて、そこに違和をわたしは感じていたのですが、横田さんは自らの身体を自ら異化しつつ突き出していくという姿勢がでてきます。そこで、田中さんの「異化」という言葉がで

てきているのではと思えてきました。

ただ、この‘異化’という言葉の使い方には抵抗を感じていますし、今日的にとらえれば、そのような突き出しは生物学的決定論、「障害の医療モデル」に陥っていくことではないかと疑問を感じざるを得ません。ですが、当事の青い芝や全障連の新しい流れの運動は、自らを「異物」として突き出しそこに開き直るところからしか出発しえなかったのかも知れません。「CP者こそが障害者である」というようなニュアンスの文も出てきていて、そのあたりは、わたしが差別形態論からのとらえ返しの必要性として批判してきたことです。このあたりは生物学的決定論や物象化ということにとらわれている構図も感じています。しかし、その時代はまだ、「障害の社会モデル」などもなく、時代拘束性もあります。むしろ、その時代に「重度」といわれるひとを軸に運動を進めていくとか、問題を根源的にとらえようという姿勢、今日でいうユニバーサリティや基本的なことをきちんと押さえていたと評価できることかもしれません。

今回読み直していて横田さんに対するイメージがだいぶ変わりました。たしかにニヒリズムにひきずられながらも、それでも何か共生を求めようとしている、繰り返しの絶望に陥りつつも、それでも、ひとを信頼したいという思いを抱き続ける、そんな横田さんの思いを感じていました。

もうひとつは、現在「障害者運動」の中心にいる「障害者」たちはヨーロッパやアメリカの運動を過大に評価する傾向があるのですが、横田さんはむしろそのようなことには批判的なようです。カナダでの「障害者」とりわけ、CP者との出会いが最後の章で出てくるのですが、CP者が差別される構図は福祉の進んでいる国であっても同じ構図だというようなことを書いています。横田さんはきちんと生産性第一主義的な社会に差別の根拠がある、労働力の価値による差別が障害差別の根っこにあるというようなとらえ返しもしています。それがどういように向いていくのか、「人類文明が生み出した矛盾」（いような文言もでていて、そこで）あくまで問題解決の路を選ばないというニヒリズムに陥っていくのか、それが資本主義の止揚というところに向かっていくのか、そのあたりはがはっきりしません。あえてあいまいにしたのでしょうか、最近対談集がでていたので、ちょっと探ってみようと思います。

追記 読書メモにこの対談集をとりあげていますが、新左翼も含めた左翼に対する批判が書かれているだけで、自身の新しい社会を目指す運動についてのコメントは出てきません。

HP 更新通知・掲載予定

- ◆反障害研究会の案内文・お知らせ改定
- ◆「反障害通信 15号」アップ(07/5/22)

お知らせ

◆ホームページは横書きのテキストファイルに近い形で作成しています。印字でうまく出ないとき、読み込めないときはメールで連絡ください。また縦2段組みで印刷したものもあります。こちらが欲しい方も連絡もらえれば、メール・郵送にてお送りします。

反障害原論－障害問題のパラダイム転換のために－(13)

三村洋明

第4章 「障害者運動」に関わる理論・思想

第3節 WHOの障害規定の紆余曲折

(1) WHO（世界保健機構）の障害者規定批判（注）

WHOの障害者規定は

- ①機能障害 (impairment)
- ②能力障害 (disability)
- ③社会的不利 (handicap)

となっています。色々な障害者規定が錯綜している中で、この規定はかなりまとまった規定として、障害者問題を語る多くの人から引用されています。

しかし、この規定のもっともおかしい点は、①の機能障害ということ、生物学的事実、客観的事実として、これ自体をとらえ返そうとしていないことです。

これに対しては、既にいろいろ書いたのですが、「障害という生物学的事実」が、浮かび上がらないことがある、そのことをどうとらえるのかという問題です。誤解がないように、断って置きますが、「生物学的事実」ということがないといっているのではありません。第三者的には「障害」としてとらえられることが、当事者意識としてないと言う場合もあるということを目指しています。「障害」として浮かびあがること<そのもの>が、時と場合に浮かび上がらないことがある。浮かび上がっても、それが両義的であったり、ニュートラルに近い形でしかとらえられない場合がある（例えば、ほくろなどのように）。そのことをおさえておかねばなりません。そのことから、なぜ「障害」として浮かび上がったのか、そして、明確に“障害”として負価値的におかれるのか？ そのこと自体を問題にしようとしています。

このことは、科学批判にもつながることです。わたしたちは科学というと絶対的真理のようにとらえがちですが、科学とは社会的意識を高次化しようとしたものにすぎません。そのよってたつ社会意識が立場性によって異なるならば、科学自体が時には抑圧的に働きます。文化人類学が、他の学と同じように、研究者から女性を排除してきた歴史の中で、女性が新しくその分野に進出した時、文化人類学の大きな変換が起きたと言われています。これまでのアメリカの歴史が、差別する側の歴史でしかなかったという批判がネイティブ・アメリカン（アメリカ先住民）から出され、歴史の全く逆の見方が出されたということもあります。「障害者運動」においては、発達保障論が、生物学的発達の法則－発達の弁証法を指し示しましたが、それに対して「そもそも発達とは何か？」という問いかけの中で、「発達」そのものを問い返す、山下恒男『反発達論』（現代書館）というアンチテーゼ的に素晴らしい本も出されています。「発達の弁証法とは、科学という装いをもった神の別名だ」という批判もできます。

科学的ということを出されることを、その背景にある社会凡通的な意識－世界観からとらえ返して問題にしていく必要があります。

(2) ICIDH - 2 との対話

ICIDH - 2 については、これまで何度か論じてきました。でもその際元にしていたのは、

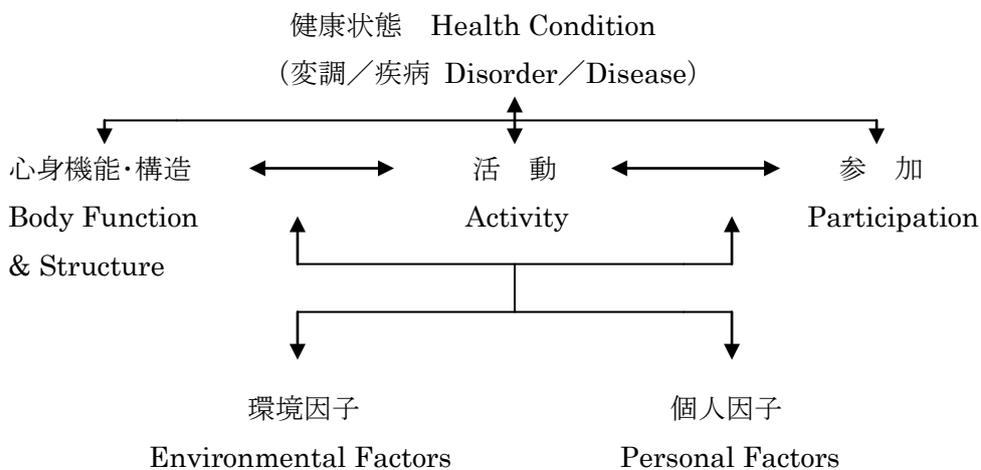
ICIDH-2 についてコメントした邦文、更にその中で引用された図とかでした。語学力の貧困の故です。今回、翻訳本（日本語版）を手にして、全体の正確な輪郭をやっとつかむことができました。英文も辞書を引きつつ部分的に参照してもう一度対話を試みます。尚、日本語版は WHO 発行・WHO 国際分類日本協力センター訳「ICIDH-2：生活機能と障害の国際分類 ベータ 2 案」WHO 国際障害分類日本協力センター発行，2000（ベータ 2 案フルバージョン 1996.1 の翻訳）で、英文は「ICIDH-2 PREFINAL DRAFT」(October 2000)、版が違うようです。かつ、最終的には、「2001 年の 5 月の WHO 総会（世界保健会議）に上程され、正式決定される予定である。」（「日本語訳へのまえがき」とあります（ICIDH - 2 が ICF と名を変えて決定されています）。ただ、過程をみているとほとんど変わらないだろう、変わりようがないと思えます。

(イ) 概略図と本文との相違

翻訳本を読んでも批判点の概要は変わっていませんでした。ただ、尤も要約した図（翻訳本では「図 1 ICIDH-2 の次元間の相互作用に関する現在の理解」、英文では「図 2」になっています）自体が、本文の内容を正確に表現していないということがありました。

I C I D H - 2 （ベータ 2 案・1 9 9 9）

諸次元の相互関係



(この図は英語版と日本語版を重ね合わせたものです。『JB No12』佐藤久夫論文から以前わたしが打ち込み複写したものです)

この図を元に、わたしはかつて「まず第 1 は、前の規定は、障害を規定すると目的がはっきりしていたのですが、この規定は、そもそも何を規定しようとするのか、はっきりしないということがあります。いわば障害者の生活状況というようなことでしかなく、何を問題にしているのかが不明です。／ 第 2 に、「健康状態」「心身機能・構造」という情況概念と「活動」「参加」という実践概念がごっちゃになっているという指摘ができます。もとの規定の方がもっとはっきりしています。敢えて、実践概念をいれるとしたら、情況概念は情況概念として整理し、「活動」は「活動制限」、「参加」は「排除ーバリア」というように置き換え、実践概念は別な形で入れ込むべきです。」（一部校正）という批判をしてい

ました。

本書では「心身機能・構造」に対しては「機能障害（構造障害を含む）」、「活動」に関しては「活動制限」、「参加」に対しては「参加制約」と対で論じています。これを図にちゃんと織り込むべきですし、若しどちらか一方だけしか書けないとしたら、むしろこの「機能障害（構造障害を含む）」「活動制限」「参加制約」の方を表に出すべきです。それに関しては、そもそも出版物のタイトルの名称変更、「国際障害分類」が「生活機能と障害の国際分類」（ICF）と変わったこととの関係を押さえねばなりません。「日本語訳へのまえがき」には、「人間の生活に関わることのすべてを対象とするものとなっている」（vi P）とあり、本文「序章」に「診断に生活機能を付け加えることによって、人々の健康状況に広範かつ意義ある像が提供され、これは意思決定の目的に用いることもできる。」（4P）とあります。けれど、ICIDHにあった、障害規定での深化において逆にあいまいになり、まさに「障害（の種別）分類」に収束して行っています。

（ロ）「標準」という言葉について

この文書を読んでいて一番気になったのは、「標準」という言葉です。

「機能障害（構造障害を含む）は、身体とその機能の医学的・生物学的状態に関する、一般に受け入れられている。一般人口の標準からの変異を表すものである。」（日本語版「序章」12P）その箇所が出発点的なところで、ここからやたら、「標準」という言葉が使われているのです。

日本の「障害者運動」の中で、「標準なるものを設定し、その標準なるものから外れると「障害」と規定する、それこそが障害者差別だ」と語られていました。今回この分類が「障害者」団体の協力の下に作られたということですが、この問題に関して「障害者」団体の方から意見はだされなかったのでしょうか？ それとも出されたけれども斥けられたのでしょうか？

（ハ）「パラダイム」について

もうひとつ、今回の改定の作業に関して、ICIDH が医学的決定論的になっていて、それを超えるための改定作業だとの話がありました。ですが、今回の文書を読んでいるとそのような主旨が文書の中で書かれていません。それどころか、「ICIDH-2 は、これらの2つの両極端のモデル（「医学モデル」と「社会モデル」）の統合に基づいている。」（括弧内引用者の説明、22P）というような記述が出てきます。何処で、そのようにねじ曲げられたのでしょうか？ そもそもそのような要求を出していたのは「障害者」サイドだけで、その意見を取り入れようとポーズをとっただけの話でしょうか？

ところで、この「5-2 医学モデルと社会モデル」の項の注の中で、「パラダイム」という言葉がでてきます。「ここでの「モデル」という用語は、既出の節でのこの用語の使用法とは異なり、概念またはパラダイムのことを意味する」（22p）です。わざわざ「パラダイム」という語を使っているのです。当然、「パラダイム」という語が現在的にどのように使われているのかを承知した上で使っていると思ったのです。

どのように使われているのかというのは、「パラダイム転換」という言葉がかなり煩雑に使われ、当然このことを意識して「パラダイム」という語を使っている可能性を考えたのです。ただ、「ICIDH-2 の目的を一言でいうと、人間の健康の重要な要素としての生活機能

と障害の状態を記述するための、統一かつ標準的な言語と枠組みを提供することである。」(2P)の「枠組み」は英文では **framework** となっていて、**paradigm** ではありません。そのようなところでのとらえ返しがそもそも無かったのかもしれませんが。

ところで、障害者問題におけるパラダイム転換とは何かといえ、**「障害を障害者が持っている属性としてとらえることから、「障害とは社会が「障害者」と規定する人たちに作った障壁である」というような提起をしたこと」ではないでしょうか？** パラダイム転換とは哲学・科学を貫いて起きた・起きている**「考え方の枠組みの転換」**と言われ、その内容としては、要素還元的な実体主義から関係主義とでもいえるようなことへの転換です。要素が集まって関係を作っているのではなく、関係性があるその関係性の中で、関係性の網の網の目として項がある、関係性を抜きにして項が先にあるわけではない、その項を自存視したのが実体主義で、そのような実体主義を批判する転換が起きてきています。障害問題で言えば、まさに、実体主義的な世界観が医学モデルで、関係の第一次性をとるのが社会モデルと言われる事で、その間でパラダイム転換がなされたといえることです(厳密に言えば、「社会モデル」は社会の実体化に陥っているし、パラダイム転換をなしきれていません。パラダイム転換の行き先は「障害関係論」であるのではないかと、わたし自身の論考の再構築を図ろうとしています)。

ところで、パラダイム転換がなされた後、二つのパラダイムは合論理的に並存しえるのでしょうか？ もちろん日常的意識として、並存していくわけですが、学的な厳密な議論・規定をするときに並存可能なのでしょうか？ **「ICIDH-2 は、これらの2つの両極端のモデルの統合に基づいている。」**ということは、いわば天体学における天動説と地動説の並存とでもいうべきことと同じようにわたしにはとらえられるのです。

「付属資料4」で、「障害とは、健康に関連した人と環境の相互作用による多次元の現象である。」「利用者(ユーザー)は **ICIDH-2** は決して人の分類ではないということに留意する必要があります。それは、個々の健康状態と環境的影響に関連したひとの健康属性の分類である。」(247P)と展開しています。これも、まだ人と環境を二項対立的におく古いパラダイムの枠内にあるとはいえ、ここからでも、「活動制限とは、活動の遂行において個人がもつ困難のことである」「参加制約とは、生活(人生)状況への関与の仕方または程度において、個人がもつ問題のことである。」(9P)ということと整合性を持ち合わせているとは思えません。相互作用という考えから、なぜ「個人がもつ」という主張が出てくるのでしょうか？ おそらく、この文書が一人によって書かれたものではなく、議論の中で論理的一貫性をもつには至らず、異なる世界観—パラダイムが並存してしまったのでしょうか、。。

結局この文書全体を通して、古いパラダイムにとらわれてしまっています。各概念の細かい分析になると、まさに要素還元主義的な分析になっているし、全体の枠組みも「相互関係」ということを継ぎ足しつつも、結局要素還元主義的な分析に留まっていると言わざるをえません。

結局、医学モデル(医療モデル)に収束してしまっているのです。

(二)「環境因子」と「個人因子」の二分法と「因子」概念について

さて、もうひとつは、「環境因子」—「個人因子」と言う概念の導入問題です。

これは、障害問題を他の問題と結び付けて考えよう、社会的関係の中でとらえ返そうと

していることで、そういう意味では評価できることです。ただ、「因子」というような要素還元主義的なとらえ方と二項対立的な出し方はおかしいと思います。

二項対立的に置いた事への批判は以前書いた文を引用します。

「第3として、個人と環境を二項対立的に置いたこと自体の問題があります。この新しい規定は、そもそも生物学的決定論の批判からおきたのですが、障害を社会的関係性から切り離された実体化された個人に内自有化された属性とおいたところで、個人・実体一障害・属性として現れています。環境と言う言葉自体、社会と区別された環境、すなわち自然ということを入りに使っていることと推測できますが、社会と区別された純粋な自然というものを置くこと自体がおかしいと指摘できます。このような置き方自体が生物学的決定論を生み出す事になります。だから「環境」などというあいまいな言葉を使わないで、「個人」と「社会」というように置くと、そもそも二項対立的に置くこと自体がむしろかしくなります。個人ということは、社会という網の目・結節点といえることで、社会一網から切り離されたところで個人一網の目が存在することではなく、それを切り離したところで、実体主義が生まれます。障害自体も、社会的関係性の中で障害として現れることで、関係性と切り離されたところで障害というものがあるわけではありません。まさに、社会的関係を自然的関係ととらえそこなった物象化といえることで、生物学的決定論批判はそのような観点からなされるべきです。」

さて、もうひとつ押さえておかねばならないのは「個人因子」と言われている事の内容が何故「個人因子」として出せるのかということです。内容として出されている「人種」「性別（ジェンダー）」は、他の被差別事項に関わる問題です。他の内容も差別に関わってくることもあり、社会的関係性の問題です。この項の最初に書いたように、他の差別の問題も含めて考えていこうという事は評価できても、これを「個人因子」としてとらえる事自体がどう考えてもおかしいことだと思うのですが・・。このような「因子」と言われることが、障害分類と同じように、また一つの分析のテーマになるようなことではないでしょうか？それをなぜ「個人因子」にしてしまうのでしょうか？

(ホ) WHOが分析主体になったことの問題性

「何故生物学的-医学的決定論の枠組みから脱しえなかったのか？」を考えると、「ICIDH-2は、健康の諸側面に関して、WHOが開発した「分類ファミリー」に属している。」「ICD-10（国際疾病分類10版）とICIDH-2は補完的であり、利用者にはこの2つのWHO国際分類ファミリーメンバーをなるべく一緒に利用することを奨めたい。」(3P)と「ファミリー」としてリンクさせようとしたことを押さえざるをえません（もちろん、単に切り離せばよいということではなく、「病気」概念の「障害者」サイドからのとらえ返しも必要なのですが、・・・）。そもそも障害問題に関しては、「障害の発生の予防とリハビリ」というところから出発し、その枠組みを脱しえていないWHOが主催したという事に規定されてしまっています。また、あれもこれもという目的をもたせようとしたことが間違이었다と言えます。

障害規定は、「障害者」のおかれている被差別の状況を如何に変えていくのかという、国連で言えば、人権に関わるどころの担当で、「障害者」を中心にしたプロジェクトで進めるべきです。あえて、WHOでやるとしたら、全面的に「障害者」団体への委託としてしか、

生物学的－医学的決定論の枠組みを脱する事は出来なかつただろうと言えます。

(ト) その他の不備－差別形態論について

最後に、もう一つだけ書き置きます。社会モデルも織り込もうという意志の上での話です。

「活動」「参加」という概念を出してきているのですが、「参加」ということだけでは、障害者問題－障害者の置かれている状況を押さええません。わたしは差別の型を排除型と抑圧型と大きく二つに分け、「努力して障害を克服しなさい」というようなことでの努力を強いることや努力の非対称性も差別だと指摘してきました。ICIDH-2 の分類でも「参加」－「参加制限」という対概念では、「社会モデル」としての障害ということを押さえきれなくなります。このところは、「参加・対等な関係」－「参加の制限（排除）と抑圧」と言うような記述になるはずですが。

(チ) まとめ

ICIDH-2 は、色んな方向性を内包したもので、特に社会性により注目しているということにはわたしも共鳴できるのですが、結局 ICIDH がもった障害規定というところを深化するというところでは、「医療モデル」と「社会モデル」との関係を押さええず、結局「医療モデル」に収束してしまっていると言わざるをえません。

障害規定は、「障害者」サイドからなしていくことです。そのようなこととして、わずかなりともその一翼を担うこととして、ICIDH-2 との対話を試みてみました。批判をもらう中で、更に深化しえればと願っています。

第4節 ADA法－差別禁止法（次号以降）

第5節 「イギリス障害学」（次号以降）

注

フェミニズム世界システム論を主張するグループの本（マリア・ミース『国際分業と女性－進行する主婦化』日本経済評論社）の中で、「フェミニズムが、セックスという概念から区別してジェンダーという新しい概念を生み出したことによって、フェミニズムの新しい飛躍が生み出された。しかし、逆にセックスということがゆるぎのない生物学的事実として、セックスの違いによる差別の合理化を生み出した」という内容の指摘が出ています。このことはWHOの障害者規定に通じています。フーコーが「生物学的事実」の歴史的相対性を指摘したこともとらえ返して、impairment 自体が社会的歴史的概念であることを押さえる必要があるのではないかと思います。

(編集後記)

◆前号で少し書いていたわたしの中の転換を巻頭言で書きました。社会モデル批判という内容で、障害関係論をきちんと突き出していきたいと思っています。それで、HPの研究会の性格に付いての記述も書き改めました。まだきちんと整理仕切れていません。とりあえずの提起になるかもしれません。

◆「読書メモ」、今回も巻頭言の内容で、緊急に挟み込んで読んだ本『障害者運動と価値形成』や基本文献シリーズの横田さん近年の対談集、出版されていると知って買い求め急遽

読んだ木村晴美さんの本、もう支離滅裂になつている感があります。以前から読んでいた本も二冊、それから本屋さんで見つけて買って積読してある本、ため息をつきつつ、「読書計画を練り直さなきゃ」と思っています。尤も、今の時期は「反障害原論」の出版の計画に集中すべきとき、しばらく読書計画など立てられないで、緊急のはさみ読みが続くようです。

◆前々回から始めた「反障害運動の基本文献」というシリーズ、今回「青い芝」の横田弘さんの『障害児殺しの思想』をやっと出せました。読書メモにも横田さんの対談集を入れました。次回は吉田おさみさんの『□狂気□からの反撃』です。

◆今回も「反・情報・コミュニケーションコーナー」はお休みです。「当事者性の問題を考え込んでいて、・・・」としてお休みを宣言しつつ、「読書メモ」で、木村さんの本でかなり突っ込んだメモを残しているのは明らかな矛盾なのです。が、わたしの立場としては医療モデルの「障害種別」を超えた、ユニバーサルなところでの分析と運動の形成を求めているので、ろう者サイドから「わたしたちのことを聴者が語るな」というような反発が出てくるのは承知しつつ、あえて連帯を求めて語ってしまいます。まるで、「片思いの恋人への思いのよう」なのでしょうか？ ろう者からすると「ストーカーのよう」なのかも知れません。

◆「反障害原論」は前回に続いて「障害者反差別論序説」からの転載、この文を書き始めたときは、まだ ICHDH-2 として議論されていたとき、それが ICF として決定されたのですが、まだきちんと読み込んでいません。名前の変更だけで内容的には変わりようがないとも思っていますが、・・・全体の構成を練り直して出版化する作業に入らねばなりません。というより出版化の試みに過ぎないですが、・・・後数回でこの「通信」での試行版をまとめあげたいと思っています。

◆最低隔月、出来たら月刊の態勢は続けようと思っていますが、「反障害原論」の出版化（の試み）の作業で流動的です。もしもこの「通信」の発刊を楽しみにしてくださる方がおられれば、遅れた場合には、そのようなことで遅れているのだと了解してください。

反障害研究会

■会の性格規定

今、□障害□という言葉ほど混乱した使われ方をしている言葉はありません。わたしたちは「障害者が障害を持っている」という医療モデルから、「障害とは社会が障害者と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」という「障害の社会モデル」をとらえ返し、更に、「障害とは関係性の中で、「障害者」に内自有化する形で浮かび上がる」という障害関係論への、障害概念のパラダイム（基本的考え方の枠組み）の転換を図ります。そのことを通して、障害のみならず他の差別をなくしていく反差別の理論を作り上げ、その運動に参画していきます。このホームページにアクセスしてきた方との議論の中で、ともに深化と広がりを目指していきたいと願っています。

■連絡先

E メール hiro.ads@f7.dion.ne.jp

HP アドレス <http://www.k3.dion.ne.jp/~ads/>